徳島大学総合科学部渭水会会長賞表彰要項

（目的）

第1条 学業成績優秀で、研究活動及び学生としての活動全般について、模範となる

　　　優れた学生を表彰する。

（表彰人数）

第２条 学部学生３名とする。

（表彰者の選考）

第３条　４年次前期終了までの成績・研究・社会活動等に基づいて行う。

第４条　次の基準に該当し、人物優秀な者について行う。

(1)　GPA上位者

　(2)　研究活動、社会活動等で優れた業績を有し、他の学生の範となる者

（表彰の決定）

第５条　表彰の決定は、学部長が招集する選考委員会で協議し、渭水会会長に推薦し、

　　　　決定する。

（表彰の時期等）

第６条　表彰は、４年次後期に渭水会会長が行う。

　　　　副賞として１名につき５万円を給する。

　附記　（１）この要項は、平成２６年６月７日(土)の総会で決定し、同年度より実施する

　　　　　　　ものとする。

　　　　（２）この要項の改廃は、総会の議によって行うものとする。